學大科法學大國帝都京

號

佛國

植民地

プ現勢

收穫ト

米價

婦人

ニ關スル

國

ン性質 **あっご・**

調 =

慗

就

道資金

ラ自治

=

就

基

ŀ

Ŵ

1 テ

說

ン外國放資の新領向 向

博

就

國民 問題 制

博 韴 授 河米財小

田部川 庄

太静太 肇郎治郎

鄉

法學 法學博 法學 法學 博 博 博

神戸福田 田田島

正海德錦 雄市三治

捕 博 博 土土土土師

Robert Meyer

逝ク

ぴんしる。るろわ・ぼ

1

りゆし

氏ノ陳亡

和

田垣教授在職二十五年脫

日本經濟叢書第十二卷ヲ讀

人口靜態統計

士 授 \pm 織小神本大高河山小神 川戸庄 本川戸 田 \mathbf{H} Щ

萬郎雄郎壽馬肇乃郎雄

痡

就

自 + テ 授

财

冶

ラ獨逸 獨逸ニ對 整然理義徹底セル参考書ト William シ Æ 業能 n **能力ニ長 養 本土ト 章ノ大意 フ事 = 別 チ之ナ シナリ ベルル 事情 シテ多年間 Harbutt Dawson コスル 傠 ラ比較 戯想ナリカクラ獨逸 セラル 制 情 ý ŀ <u>۱</u> ,批評家 ラ崩 度ヲ辯 モ古 特二 Ł セル自治體存在 適 ラ ル英國 戦亂 鐐 ノ獨逸 應 初 ماد 來自治ヲ以テ誇 シテ深ク此感想ヲ養ヘリ之ト共ニ 一護スル ル獨逸ノ社 Ξ. トシテ公平深 シテ是等 メヨリ格別研 努メ 犷 リシ 研究者上 ニアリテハ却リテ因習 ス カ『獨逸ノ都市 シテハ سار ッ ガ ッ論 加 **ノ施設ヲ行フノ必要** 3 7 一會及諸 必要ヲ告ク ŋ ŧ 1 ・シラ世ニ ,自治 別 究ヲ 逃 嫌 刻 v 獨逸ヲ避 ŀ iv チ 12 ヒナシト 三獨逸人 英國 , ト 遂 ソ 前 N 制 生活及市政』 度 7 知 ív 캚 jν ス ニ之ヲ求 = 1 , テ英京 一、自由 八味多キ ノ意ナ 諸 市 コトトナ 4 ساد ラ ノ著書中 項 ヲ得ス獨 ナ <u>--</u>, L-1 開 自治ヲ研究セ 增 jv 抳 分 艞 ゥ 主義民 ヲ以 二人 Æ 暰 ムヘキニ ٠, 英 獨 逸 ₋ 求 ŀ 後 v 都 近 シチ見聞 レ必 獨逸二 題セル著書ラ ر ا ا 畫派 ラ デ同 ル 力現 レスシ (政主義ノ長所ヲ伺 4 識 會政策社會增 一ノ諸 非 共 書中 ۲ 動 セ キモ 關 者書 ン ト 仐 シ得 Æ ル スシテ寧ロ Ξ. シテ獨逸 , 所ッ妄 É 自治權 範 ス カカル スルノ念慮ヲモ 嵐増 由 ノアリ。父原著者 π タル諸都 親 公判セ 自治體 實 感 福 ij 三關 都 大 •/ 獨逸 事業 チ ムコ Ł = 市 ルヲ見ル素 硰 jν + त्ती スル一般論 括 リ官 自治ヲ ኑ 二從 シ 三水 ノ特色 泚 自 -E 多キ 振 ᆚ シ叉省略 ヲ 起セ ٤ 鮅 ٨. 實况 ŧ ~ 評 カタ ス必 Ŧ ŀ シ Æ 發輝 發 IV ナ ŀ ヺ 論 3 シ カ ŋ 麦 ŀ 'n 7 メニ 二富 カ ス 秩序 シ ッ IJ jν ₹, -낟-/\ -12 ÷ Æ jν 久 *

キ 力 Þ × = 原著 渚 1 主旨ヲ誤 りり ラル點ナキ タ保 -tz ス X 法制 硑 究ト シ テ 散 熳 y ŀ

۲

Æ 今之シ 誾 ス 、讀者幸 ا ا 諒 ÷ ラ سا > J 7 Ź シ

獨逸諸都 市自治 政 質際 --=3 ρV 二其特 色卜 ・シテ 自治 1 當局 右 = = リ行 使 七 ラ ٦V ماد 權 限 極 × ラ

廣

0

文是等

諸權

限ヲ随持

=

擔

張シ

>ラ變化

セル事情

三適

應

セ

シ

ዹ

ル

、堅容易

充

I

4,

IV

w

威銘 Ŧ ήĮ 7 4-點ナリ英國 壓 者トシテ是等 諸 權限 及 ヘル 範圍 如 何 ヲ 詊 カ <u>---</u> -b ン ۲ ス jν

之り 決セ 特 ン 、法律又 朔 ŀ 諸法規中 テ夫等法 浴 法 一个中ニ 规 Ė 規定 ラ搜 是等 シ其規定 ス -16 徒勞 = 關 スル = = ₽ 歸 特別 スへ リ國家カー一形式的ニ諸都市ニ委任 シ 規定ア 盐 :/ 獨逸 jν カ ١. 諸 都市 ノ疑問 ノ諸行 ヲ 第 政 __ = 榷 愛ス 爽 ス ıν 図 \sim ÷ 力 = 如 於 E ŧ 其 ケ (問題) n ۲ カ ナ 如 m 7

Пī ナリ普國諸都 盐 ヘキ 詡 義務 त्त 9 憲法视 行使ス へき諸権 スヘキ 所謂 限 ラ詳 都 市條例 쌔 = 限定ス Städteordnungen ıν ノ意 ナ 沙 ヲ IJ 通 シ 閬 **_** ŀ 12 ヲ ماد 發見 老 ハ其起草 セン 卽 沯 チ

諸條 右 ァ 1 都 ŋ 例 其結 市條 中定 從 ۲ 例起草 果 ァ ムル 濸 ⋾ 所 耳车 り 渚 -12 地 八不當 ノ公共事 肣 元方自治 …モ後世 ラ諸 項視 當局者 鯯 = 於 限 ス 17 ヲ ^ ماد 初 7 = 都 Х Æ 地方公共 ノ起ラ 市 3 ŋ / 大膨脹 設 クラ末來 ۸, 當然 事項 瓜ヲ熟出 市市 = 溺 政 ヲ 柏 セ ス 範闥 凁 ماد ル 誓 カ ż 加 jν 班 = 歸 カ 2 豻 思 加 ス 欧 ラ w ۸, ¥ 行 邺 jν = 現 ۲ = フ 陷 = ŀ 四十 任 ナ # رابر N 務 餘年 摊 ラ変 =7 ኑ Ėij Ŧ ヌ ス 桃

Ŀ īij ŧ 7 根本改 ŋ ル反 THE ノ新 分 海期 EL. ż Έ 爽 崩 Ą. 有 ス 力 ماد jν 其間 ルヤ獨逸 =1 ŀ -)-英國 IJ 音通 ini ij ₹ • 絥 th É 沿 政 廳 ηĪ ___ ツキ学 右根本規定 一世紀間 Ť = 新 モ其必 = 旭 レ 要ラ N 詸 告グ 貫任 1 力 ŽП ス Ŧ 用 意

浙 事情 處 シテ示 狐巡 自治制二就 y سار ル 應變性 遒 應性 獨逸 都市 行政 特色ト シ ブ世 = 無 12 ナッ 自 冶

第 账 1011) <u>Q</u>

同

類及額 保護、英國 ッ 定 一自治體 獨逸 租 本原 ナ 其 راز 不正ナ アリ 自治 税收入ニ **_** 劐 = ኑ w い特定 ラ ッ ッ 體 ナ ノ一タリ同様ニ = * リトセル = + ラ治 ハ諸大都 シ 一於ケル テ 制限 ⅎ 素 ナ 察 、シ普通 ムル リ不足ヲ告ク ノ制限内 ij ス 7 傳習的 יענ 不動産稅改革假令八不動産 ト同様鄭重 市當局者夙ニ之ヲ立案シ監督官廳手輕ク之ヲ認可シ現ニ之ヲ實行 yν = 7 其國 ŀ 又當局者 三於 規 ナ ナ ァ / ル場合 ハテ任意 'n ジ試 v 力 ⅎ ナリト 由來傳說上慣習思想上特二保守的 租 ŋ τ 何等 二方市 裸税権ラ Æ 杝 /二概近 ラ殺 ノ租枕ヲ選定 ナシ難キニ狗 タメニ ノ財産ヲ管理 種カカ 施政 授 ノ諸都市 八他 揭 ケ 當 ラルル 1 ノ賣買譲渡ニ シ 1 n ŋ 賦課 何 租税ヲ新徴 フル ハラス英國知名ノ政治家カ今日尙 æ 二於テ起リ易キ土地課稅法改良問題 之ヲ課ス æ 1 課 權 ノ責任アルモ取得 シ得っ 限 シ 對スル課税土地増價稅賦 得 二始 シ jν シ ~ ナ ŀ キ ŀ 又ハ發案スル 7 リト スル 課セ ŋ 朷 何 八獨逸自治行政三於 ザ セ 耝 權 ル シ所有 ラ ŀ 椀 阪 ノ權能 ラ其 叉財 終ル スヘキ財産 不可能 規中 課 產 認 ナリ又是 ارة + 權 メラ ノ如キ ク如 ッ カ ッ ラ 董 宵 7

必要ニ迫ラレ 10 夜間棺桶 又其經營ヲ續 ľ 耳 ノ如 . = 房具ヲ販賣シ得ルヤ 運搬 大都 ナカラ其權 ŋ <u>--</u> モ営 jν 芾 ኑ サヘモ 否 w アリ凡テ便宜 限ヲ否定サレ ۲ 高等法院 ハ — ノ問 都市 題決定 三臨 ŀ 4 シ シ テ任意 크 ㅏ ノタ ス · 其市街軌道 ア + 事情 jν ニ決定シ得 等法院 力 獨逸 アラ 1 3 臨 何物ラ 市街鐵道 ル小包運搬權 ~ シ メル 英國 3 Æ 運搬 ١ 中ニニ小 ノ事情 7 請求 ス叉し £ 包 y な 理 カ 1/2 . T 石炭 ふふい 由ヲ辯論 ン Jν 危險 カまんちゅ / 3 ノ 權限ヲ t るど市 ラ

ス

視

ス

キ公陰問

顔

ツキ

テ

モ亦獨逸

法律

٠,

明

示

ス

Jν

所ナ

シ此

安汎

ナ

ענ

活動

範圍

就

ク

ŀ

否

ŧ 地方自治當局者 勝手ニ行フ -E ス ٠ 倩 决 ,ョ許 ラ ラ -س レ サ カ Þ ノ權限義務、成文法弁ニ之ト同效力アル ス 國 ŋ 會、 ド雌モ獨逸ノ地方自治體ハソレ自體ニ關スル法規ノ立案者ニシテー jν 各省又ハ法廷 獨逸諸都 市 <u>۔۔</u> 許 ァ y シ ナ ラ * ۸, 凊 モ尙之ヲ販賣 D Æ 地方命ニ 物品 一シ得 ¥ 販 プリ定 赏 へ シ = 約言スレ メラレ之カ 3 9 公共 ۸ در 伸張 英國 便 盆 定ノ度 Æ = ヲ 於 増 ゥ

ハ叉其立法者ナリ。

政治上 費用 諸省 友 情及和衷心 獨逸ノ諸支分國ハ英三王國 ーリニ カ其監督 ヲ得素ョ 行政 ≅ リテ行 猴 何 7 要 如 フ理 其不認可權ヲ行使 制 ノ形式ハ 営ラ 度 市學務委員 ス ク ョリ自治 一出 直接ニ地方自治體ト折衝スル 權 へキ普通訴訟手續 ハレ小問題ニッキ 厚簿 相 シム ヺ 行使 右 ∄ 違 又自治體ト 1、救貧 ŋ ノ監督ハ種カ 1 加 定 ⊒ A اري. ノ自治體 نهر ル 7 角動 三遜 独 jν = シ 場合 ŀ テ自治體ヲ累 ラ施 ノ地方省 -te 多ク共相互 ラハ元來其監督權ヲ有スル諸官省ハ英國 的 ノ事 = == 監督官廳 jν ニシ ノ方面ニ行ハル乃チ大問題ニツキテ 彷 尠カラ *務ラ妨 リ決セ <u>-</u>-グ屈 拘 3 Local Government Boards 1 ŋ ント ŀ ノス普漏 ラレ 加自在 之ヲ 例證 コトナク監督權ヲ地方長官其他ノ委員ニ委任シ之ヲ ラス常ニ之ヵ任 ノ間 ノ間 ٠, 7 ル程度 ス 크 ㅏ 圓 ス 必 ナル 漏 シテ特別 西二於テ 然起ルヘキ權限争議 及ハ監督 ナ ナル限 シ得へシ英國 自治制 シ唯此點 命ヲ認可 ハ社會主 官廳上自 ノ行政裁 リ自治體 原 三關 /則ヲ認 _ 於 [治體 7判所ニ 相 義者タル ė ノ政務 スル政府不認可 ラ此 サル , 應 當該事項ヲ肵 問題 スル ١ ノ地方省其他商務文部 メテ考案 問題 3 力 チ圓滑二運 ノ相互關係 加 市 リ決セラル カ 長期 き其 會藏 AII 翽 + ·Ŀ 特 ス 員 三旦リ叉耳 ラ ノ態度カ明 一例ナリ。 jν 上示 晉 别 ماد ハ其學歴 ハレ監督官 政務 丽 n ス サル ヘキ シテス 省 力 X 內務 用 シ 71 X 衂 ァ =

另一卷(第一號一〇五) 一〇五

维化

猫笼

ノ自治制

が、おき

貧部 モ自 令ニ從ヒテ行 動 的 地 建築 位 = トヲ比較 一動シ自 ٠, リ其收容者 ルル テ其政策ヲ環ラシ又之ヲ ス ノ事實ヲ記憶シ英ノ救貧 ハルトキ 二給スヘキ へ其間、 肉ツ 大相違ヲ , 成分ニ 實施 伺 蓌 ハシム乃チ後者ハ普通地方行政 1771 至ル ン Board of 外部 迄事研 ⋺ 指揮 Guardians = 倫敦ナル モ助言ヲモ受ク ノ地位 中央官廳即チ地 _ ١ 獨逸 įν 部 _ / ナク全 過キ 方 фi 省

國 家 午涉 ラ発 カ jν

ŀ

۴

IJ

ŀ

ナ 廳

救

觽 掤 サ 困兒童養育 -te 源泉地ニ 三適 別法令制 ス自治體自身ノ任意發意ニ 記 シ スル モ獨逸ニテハ是等 ノ相違ヲ説明スヘキ他 趣 ジ所以 定 = ノ途ヲ講シ又市街 ኑ ノ必要ア ヲ 世 **ラ** . =-ハ是等諸地方ヲ治 χL 知 カタ ラ 1 、事項ハ シ ノメニ意 z ヨリテ ノ設計ヲ ノ一例ヲ擧クル ン ŀ 悉ク古ク 欲 テル / ミ 立 ス ル都 行八 ムル ッ ク行動スル . ∃ ル リ菌然 自治體富 市多キ N = ノ權能ヲ地方自治 英國 能 セン モ其廣告費支出 ニハ叉其土地ニ温泉鑛泉ア 局 任務トシテ認 ハス他 者カ氣根張ク其浴場 カ英國ニテハ近來ニ至リ校醫制 ノ一面ニ於ラ英國民 ノ営 メラレ 局者二附與 ノタメ 谷場合二特別立 =-ノ特功ヲ廣告シ人 議 リ住居地又 2 プカ好 ヘキ 曾. ノ協賛ラポ 特 ミラ獨逸 別法 ラ布 法 保 ラ要 + 貧 X

ク ノ壌域 現 愛更又 叉 /使用 ハ郊外地ヲ市區 シ ッ ッ ァ y o 三編 Ä ス w 力 加 * 重大事 項 == ツキ ラモ 同樣 行動 ノ便易 認

ヲ

鷵

ス

jν

カ

g

×

特

別

命令

支介

許可ヲ求 メ釈

۲.

jν

ノ要ナク已レ

ノ欲 カ

スル

Æ

ノヲ欲

スル

所

٠<u>/</u>

ァ其特功

二他

地方 , ==

=-

ヨリ

/ テハ末

ヌル

=

ŀ

ヲ思

۰, <u>ب</u>

ムル

g

メナリ獨逸諸都

市

۸,

力

(ク自己 使用

カ 唯二 · ઋ 一都市合併 ル場合ニ行フヘキ地方省 ジ如 キ稀有 ノ場合ニ付キ ノ調査ニ相當スヘキー調査タニ行 ラ ۸, 立法手續ラ要 ス jν 76 其以外 ハレス必要ナル點ハ境界變更 ۳. ハ 其必要 ナ ノシ英國

ハ合併ヲ希 jν 自治體 ħ 其諸條 存 ヲ 要式 契 約 1 __ 約定 ス v _ ŀ -ラ 酃 ナ سا 欧 肘之ヲ 認 可 ス

其手續 ハ完フセ ラ مارَ

above 市 並ヲ亨有行使スル 直チニ其事ニ 相似 手二留保 上: 述 何タルヲ解 カ上級官廳 權能 = タリ比喩 ラ擴大 ∌ IJ セ ₹ 監護 自治 ス ノ甚 jν ル 當 シ得 ラ借 職 三反 力 ju -le シ ラル + ŀ 大綱 偃 ノ事實ヲ知覺セ リテ言ハン 訝ルへ * 制肘ヲ受ケ シ 布 、範圍殆 英國 ŀ ハ警察権弁 詗 獨逸 シ。 フ / カ共 へ シ 都市 ント 諸 ナナ 祁 力 jv 無制限タ jν ニー人前 = тhī 偷侧膊 者へ D ۸, 特 獨遊 謝支分國 三干涉 施 問問 政 ŋ フ自治 ブ男ニ Æ 全 ツキ 自由 事情變化 權 般 カ ヲ 纏ヒ又煩 成長 其內 留保 制度 制 逦 <u>--</u> シ 政 ٠, シ -12 テ シ必要又、便宜 本土ト 割 ナ = jν 伺 谷 サキ 力 ツキ 平 Ŀ ラ 項 = 得 獨逸 常図 大 그 ト 假 シ ナル - ラ誇 分 丰 立法 -6 ラ都市 が普 所 囿 多 帷 ヲ告クルカ L 仰自 力 通 ル英國民 國 ıν 制 赦 家 ヘキ 男卜 育以 在性ヲ伴ヒ其職 崩 力 原 ヲ受ケ 如キ事項起 シテ 外 カ 保 則 事 þ 娜 賣上 ノ月 ッ 於 Board n ラ諸 テ 百治 亩 ŀ 自 ラ 分 獨

項 國 八八六年三 行政 先 獨逸 上 分界 制限 ッ 裁 其 三於ケル 判 訓 4 ヲ 加 所 ラ圖 宣ラ 地 月十日 ヘス自治體 揚言 方的一 於テ繰返 地方自治當局者ノ罹限及 سار ノ普通 ノ同裁判所判決 シ ナリヤ 次 權 八特 1 シ下サレ - テ其土 旄 否ヤ 莂 ヲ 有 法 タル 堂卜 ス شت 、商量詳 カ 3 = 判決 力 ŋ 3 ナ (ラ)所) 一定ノ例外規定セラルル ル 4 V 法律 ىلا = ハ 原 法 普國 ナキ 剆 理 4 ・ノ事實 Ŧ ۲ 自治體 法 船 限リ自治體 シテ諸支分國 介 ۸, 、英國 ス ツ ト ル ノ諸任 ٨. 三於 適 シ ノ権限ト上級 務 = 切 テ ŀ É モ営 チ アショ 地方的 ルニ 沿 ナキ限 戄 ラ 似 知ル者勘 ハ 丿 以り其住る メ得 性 嵌 活動 Ĭ Į. |質ヲ帯フル 'n Éμ タル = 付 キョ以 良 * チ 凤 此 何等 **_** 家 精 蔱 ŀ 斾 確 ラ Æ ナ 權 付 初 £ 疋 jν 限 4 ħ

卷 第 號 10世) O.

竻

缝

温逸

ノ自治他二就

活 龘 進 都 局 ル 都 經 限 爭 ý 者 勤 濟 内 力 市 <u>--</u> तेत y 力 制 逸出 JL. 其全市 年九 生 今一一 之ラ列 範 ٤ 自 ニアリ Ŋ 力 シ 若 Ħ 活 現 閫 Ź ノ文言 職 4 ラ ŀ ŀ 抑制 分 在 利 湏 n ス ク現今精 ∄ ., jv 限界 分 ŋ 雖 盂 盆 P9 カ ۔ ۲ ナ /幸福 ヺ 主張 力諸 乜 醒 ラ圖 シ地 加 + ٨, Æ セ ッ得 量 沿溪 許 特 覦 ŧ ۸, ス N 閒 學 都 ルレ 神上 義務的及任意的 方 サ = フ \mathbf{H} ス リ叉其用ニ シ 閬 特別 妐 得 增 切 ス 的 市 ŀ. セ ~ 1 + ŋ 政治問 换 ク之ヲ 決定 Ξ 經 ス 利 同 住 2 Ú. 7 八唯獨逸 ク此目 各住民 事項 アテ臓 注意 民 言 盆 制 濟上社會上 裁 ŀ 判 = ス 限 7 -tz ۸, **=** 題 踰越 充ツ 擁 ラル * v 原 <u>-</u> ŀ 斦 ス 付右 的 リ負 解釋ヲト 濩 ŀ ハ政治問 剕 則 *3*/ ~ ノ一學者 ·經濟又 物質 ァ ÷ ラ充 職 淚 的 自治體 ス ^ 3 少 代表 分時 ŧ ラ禁止 1 > ノ進步ヲ圖 jν ÷ ·禁制 ザル 特二 經費ヲ支出 亦 ۸, L 2 T y 週 シ公益 が自己 ŀ 卽 t 右 カ <u>--</u> 得 制限禁 利益 7 祉 ル ン ラ見解 = Æ 「獨逸諸都市 チ 存 及 會問 關 普 = 會增 法律 =3 ^ 七 拘 興 亦 Ŧ 國 ŀ サ ルノ旗手 ŀ 題 資ス 智能 槯 福事業 æ iŀ. スル ヲ勉 ハラス普國議 シ ż = ヲ w ラ其 實際 ・違犯ナ jν ッ ۲ 限リ ŀ セ 限 ラ明原 ラ 7 + ノ普通権 内 4 1 レ 開發上 圂 許 ۴ テ * ij ニ ア n A ز 凡テ之ヲ自治 <u>-</u>-認 範圍 ٤ 諸制 難 ナ N y 歷史 ノ條件充 卽 於テ又自己 . 職 y ス Ξ. メ チ - 分界 打勝 分何 テ ŀ 得 ŀ 會一 上老 能ラ 度諸 = = ۲ 質ス ٨, Ŀ 盲 廲 丽 都 ^ 石 有 施設ヲ行 於テ諸都 チ 市 シ jν ۴ Ø Ø ^ ヒ ス シ サル 難キ ッ ~ ماو ル テ 7 ۸, Ø ス 事 2 ^ 財力ラ 其資 其 丽 7 ッ ŀ カ **_1** ساد + 力 項 義二 コト シナ 議 二存 ル限リ 誻 1 7 ۲ 職 カ Æ シ 市 y 牛 眞 活 テ Ŀ 事 劧 認 分 v 假 アル 見解 解 ŋ. Ĺ. 得 ラ以 以ラ前記 ラ代 ス郎 右 項 氣 メ得 如 乡以 ヤ 榉 都 欺 其 圳 ノ條件 7 何 往民 シ 表 テ -E 市 ガ 也 ħ ル チ 1 前進 宏汎 Ŧ 酱 地方 欭 サル 市 ラ ラ 條 事 シ |國所 府 例 項 及 Ħ, jν 事 公恰 議員 輓 ヲ ヲ ź 獨 TIA. rij ゙゙゙゙゙゙゙゙ ŀ 政 岐 逸諸 訩 傳 續 Έ 깘 怡 舭 胂

フ

ŀ

數 وزلا + 過 1 jv. 事實 顯 テ ッ ījī. ŧ 倘 政 裁 判所 市 當局 力諸都 市 代 者 1 坶 ヲ 議 = 請 求

權 限 チ シ ŀ 觓 决 也 N カ 加 * 右 事情 Ŧ 伺 シ ムル <u>---</u> 足 y_o

受ク 建物 /監督ヲ望 警察機 り図 次ニ地 ~ シ 僚 例 家 方自 關 ŀ Ĺ エムへキ ス = |級官廳 3 מנ 政 ノ政務 ŋ カ 治 如 部分アリ即チ土地家屋 制定セラ アシ キ寧ロ安全ノ策ナリ現ニ知名 市 中 街 ラ制定セ = 一、如何 宅地 ル راد ノ事實ア に一熱心 利 シメ地方課税權 盆 9 代表スル者ノ制 ルタメ公衆 ナル ノ所有者市 獨逸 ノ一市政研究家 /行使ニ 角治論 ハ家屋所有者 會二於テ優勢ラ占 胩 ツ· キ ヲ冤 者 モ都市 テハ ハ脅テ論 無制 或ル程度迄特別 完 ムル ŀ 全自 限 邎 ナ シテト ノ狀持續 ル אנ 裁 利益 = ヲ欲 [ク建物] 遊斷 官廳 政 ス -Ŀ N ス 蜜 ラ 発 閩 當 條例國 ノ認可 假 弁 レ

Ŧ

툞

リト

流 方自治當局者 **ラ急ニ改善** y 欲 カ 次ニ又監督官廳 7 其結果都市ノ自由行 シ 牸 ラ諸都市中現在宏汎 三些此タ コスル ノ意味スル所 ノ見込ナキ ル事項 ハ監督權 動 三關 ラ有 ŀ = ナ ヲ 阻碍 同シ 似タリ諸支分國政 ル職権ヲ行使 **>** 無用 スル 力 シ必要處 ラス所調ル カタメニ其必要 制 胪 ナ シ 分ヲ遷延 ッ * 分權 府 ッ <u>--</u> 至 7 ハ絶エ ナキ 八諸 ラ -12 jv ン ŧ シ <u>,</u>, 職務ヲ上級官廳ヨリ地方 ス「分權助長ノ必要」ヲ説 ニ之ヲ行使 = 層輕便ニ之ヲ行使 ŀ ルノ弊全クナ ヲ 欲 ス シタ ル ŧ بر ت ノア ~ ŀ レスル y ス 往 一々機械が 丽 jν · ヲ得 ノ途開 ノ下級官廳 7 モ亦此 モ其意味 ナ ÍΚ ケ w 形 式 面 ン = (K) 似 7 地 秀 於 ŀ 2 =

託スル 獨逸地方自治 ノ意ニ 過卡 ノ制度上最モ實際的 ス從ヒテ自治助長 ナルー ノ主旨ニ悖 長所 ゴルコト 其制度ニ Ź シ。 統 7.

機關 埋 ニ集中 Ŀ ラレ其諸職分 八下級 機 關 3 ŋ 分掌 也 ラ ル jν ナリ殆 <u>--</u>. 挏 ٨, ラス 右 最 切 高 ン政 機網 移

n

J

۲

ン

ŀ

鐼

獨逸ノ自治制

苍 绾 雛 0九 〇 九

 \circ

ッ

渠ヲ造 之 15 市 張 = 巴 論 於 | 弊害ヲ件フト 否 カ ナ 夢 Æ = 其 家 'n 彥 者 秘 4 ヲ ナ 南 行 .1 抻 全 4 仕 1丈 ኑ カ ستدر y 够 -j-市 ニハ之ト 盤業 位 論 乍 特 運 權 = 重 ŀ ΤÍ μį --ツ 河 折 國 IJ 珊 · = 7 種 <u>-</u>-3 シ ス 有 + 積 テ定メラ 衝 局 4 老 w 衙 ij 벷 ヺ _ 於 弊 沠 テ 所 開 者 昌 極 生 仔 緇 ス ス A 反對 y 尔 ナシ難キ w M ラ īfī ۸, 以 的 檐 烶 ク ۲ 健二 力 普 Ź ナ 政 ナ 篑 定 æ シ ス ٠, サ ラ特例 Jν 业 督 w 図 身 並 y 防 jν 加 Ę 5 1 警祭 Ę 其 關 jν 艫 É 的 w 抑 = 家 = = テ ДП 臐 海 力 Έ तीं 孙 游 ス æ **__** 政 -Е ニ之ヲ使用 シ アリ)變 其管掌 事 玄 ۴ 方 jν 尚市政改 4 ŀ 四特 テ ۲ 長 <u>--</u>-1 同 策 事 ఓ 諸 右 熨 シ **ブ** 3 ۴ == り定 誾 7/2 平 項 뗈 牂 1 ナ ル 戦 -市 加 $\widehat{\mathbb{H}}$ jν ナ Üν ゥケ = = 分 -11 = ٨, 一餐察機 ツキ **公革論者** 小襁 リ公衆 爭 民 國 y ŋ t. 會 ス 侞 D 1 ^ 叉其 水 政 ラ 野 シ。 石 譲 $\underline{z}J$ 9 TEX ^ 公 + 遛 ヺ 校 的 -3 ブ 蓰 w 例 1 代 盆 保 關 素 琥 9 ル 力 二之プ ョ 力口 والأ iidi 選 健 ヲ自 ス核 途 生 12 迣 == ≝≀ 艫 ック 分 **:**2 = jν Ė jν ŀ -12 Ξ 展 反 存 ŀ シ ý 統 改 att 國家 警察権 見 47 シ *3*} 7 . カ 7 レ ヲ ス ラ ス 涣 叉之 垴 ラ数 其 7 ٨ w 加加 項 n IJ 萩 w 行 jν מנ 進 ŀ ماد = 的 カ 7-曾 __ シ ノ狀 職 部 兼 息 市 僟 結 F ツ ___ 12 潟 加 И. 對 邹 共 餘 分 ヲ 紛 果 3 シ ₹ 奎 又 **=** ŀ 間。 7 蝉 禁制 ッ 大 16 颁 右 ラ ١ シ ۲. þ / 芃 7 ヲ具 jν 都 襁 便 例 jν ッ --Æ ۸, アリ 任 國 図 テ 往 カ 處罰 卽 ۴ 'nΕ΄. 起 ナ 凼 ηĵ 胍 榁 市 γ 9 家 7 4 冢 IJ 常. 々 有 チ \cdot IV == 之ナ ۲ 旭 N 火 ス 於 y 假 政 民 <u>--</u>, 力 贬 ヲ = _ •/ jν 其 त्तं 덻 對 灩 1 = ヲ ケ 生 扮 ハ ١ 12 分 (警察 之三 共 場 保 / ŋ jv 掮 Æ シ = ス ハ 層 純 沒 切 之 뿝 ŀ ッ = = 消 ヲ w -12 建 ヲ 他 垍 權 附 都 ナ 7 ` ÌΉ V 防 ۸, ラ 程 1 簗 趸 市 jν n Ήī Hŋ 7 進 ヲ 薡 椒 鮗 ता 놹 / 官 腳 政 ル 乜 的 逛 = Ł 部 ス レ 땂 = ` 쩲 當 錐 北 済 伦 1 面 ラ 保 サ 職 jν カ У. ≟f}• 斎 ١V 國 ス jν 分 局 Ú 坬 ス シ ス ÷ ク 費 卽 於 罹 N 其 Ż ۸۰ 鱂 鑫 ッ ヺ 岩 メ H

不警

緫 143 船

Ť チ `

疋